

「ほのぼの」シリーズ  
 介護保険対応版 ほのぼのNEXT  
 システム担当者 様



システム開発本部 開発第2部 部長 塚本 直彦

## 【第2版】2026年6月施行の改正対応版バージョンアップに関する 注意制限事項について

拝啓 平素は「ほのぼの」シリーズをご愛顧賜りまして誠にありがとうございます。

早速ですが、2026年6月介護報酬臨時改正および診療報酬改定に伴う「ほのぼの」シリーズの対応にあたり、2026年4月20日に各システムの改正対応版導入前後のお願いと注意点をご案内いたしました。第2版では、診療報酬改定に伴う対応について、<別紙①>および<別紙②>に赤字で追記いたしましたので、改めてご案内いたします。

改正対応に伴い、各システムの注意制限事項およびバージョンアップ後の設定事項となりますため、必ずご確認ください。

末筆ながら、貴事業所の一層のご隆盛をお祈り申し上げます。

敬具

記

### ■注意制限事項を伴う対象システムおよび該当資料

対象システム	該当資料
介護保険対応版 ほのぼのNEXT	<別紙①>2026年6月改正対応版バージョンアップまでのお願いと注意点
Care Palette 介護保険版、 外部アプリ向け接続ツール他	<別紙②>2026年6月改正対応版バージョンアップまでのお願いと注意点 (Care Palette 介護保険版、Team接続ツール、外部アプリ向け接続ツール(訪問系)、Care Palette Home/Nurse)

### ■2026年6月改正対応版に伴うリリーススケジュールについて

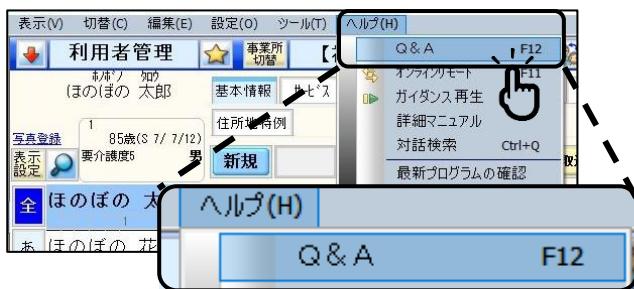
対象システム	リリース時期 (予定)
介護保険対応版 ほのぼのNEXT、 外部アプリ向け接続ツール (訪問系)、 Team接続ツール、Care Palette Home/Nurse	介護保険改正対応版は <u>4回のリリース</u> となります。 <b>2026年6月改正対応版は、第三次(5月版)と第四次(6月版)です。</b> 第一次: 2026年 3月17日 (3月版) 第二次: 2026年 4月14日 (4月版) 第三次: 2026年 <b>5月12日</b> (5月版) 第四次: 2026年 6月下旬 (6月版)

- ※ NDSダウンローダーをご利用中のお客様は、公開後すぐにご導入いただけますので是非ご利用ください。
- ※ 媒体発送のお申し込みをいただいているお客様へは、NDSダウンローダー公開後に順次発送いたします。  
NDSダウンローダーのお申し込みをいただいているお客様への媒体発送はございません。
- ※ onlineプラットフォームをご利用中のお客様はバージョンアップ作業不要です。
- ※ onlineプラットフォームの改正対応版メンテナンス実施時期につきましては、別途ポータルサイトにてご案内いたします。

### ■「ほのぼの」シリーズサポートページのご案内

お客様専用「サポートページ」には、問い合わせが多い質問と回答を掲載しているため、介護保険改正対応版でのご不明点はサポートページをご確認ください。(※ご利用にはインターネットに接続できる環境が必要です)

- ・onlineプラットフォーム以外のお客様  
「ヘルプ (H)」 → 「Q&A」をクリック



- ・onlineプラットフォームのお客様  
online プラットフォームポータル画面の「サポートページログイン」ボタンをクリック



### ■お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら「ほのぼの」シリーズサポートセンターまでお問い合わせください。

以上

ほのぼのNEXTは、NDソフトウェア株式会社の登録商標です。また、本通知に記載されている、他社登録商標・商標をはじめ、会社名、システム名、製品名は一般に各社の登録商標または商標です。なお、本文および図表中では、登録商標マークは明記しておりません。

## <別紙①> 2026年6月改正対応版バージョンアップまでのお願いと注意点 介護保険対応版 ほのぼのNEXT

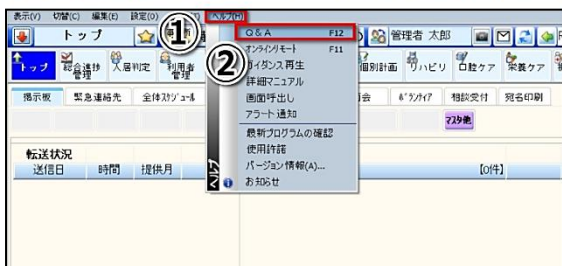
- ・2026年5月版は、2025年3月版以降のバージョン(Ver.3.01.0099以降)をインストールしていることが前提条件となります。バージョンアップ前までに2025年3月版以降へバージョンアップを行っていただきますようお願いいたします。
- ・2026年6月版は、2026年5月版以降のバージョン(Ver.3.01.0105以降)をインストールしていることが前提条件となります。バージョンアップ前までに2026年5月版へバージョンアップを行っていただきますようお願いいたします。

5月版および6月版リリースに合わせて、ほのぼのNEXTサポートページにアップデートガイドを公開いたします。

アップデートガイドには、バージョンアップ後の操作方法などを掲載しておりますので、**必ずご確認のうえ**、操作を行っていただきますようお願いいたします。

■ほのぼのNEXTサポートページログイン方法 (<https://teachme.jp/190940/manuals/41047303> より抜粋)

### onlineプラットフォーム以外のお客様 (システムからサポートページにログインする)



ほのぼのNEXTシステムからサポートページにログインします。

- ①システム上部の「ヘルプ」をクリックします。
- ②「Q&A」を選択します。

### onlineプラットフォームのお客様



onlineプラットフォーム環境でほのぼのNEXTをご使用のお客様の場合は、onlineプラットフォームポータルサイトからほのぼのNEXTサポートページにログインします。

- ① [onlineプラットフォームポータル]画面で画面を下にスクロールし、「サポートページログイン」をクリックします。

分類ごとに注意制限事項を記載しておりますので、該当する事業種別をご参照ください。

分類	該当ページ	対象事業種別
<a href="#">システム共通</a>	3ページ	-
<a href="#">各事業所共通</a>	3ページ	-
<a href="#">訪問系</a>	4ページ	訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問型サービス
<a href="#">通所系</a>	6ページ	通所介護、通所リハ、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、通所型サービス
<a href="#">特定施設(有料、外部利用)系</a>	6ページ	特定施設入居者生活/有料老人ホーム、特定施設入居者生活/有料老人ホーム(外部利用)、地域密着型特定施設入居者生活介護
<a href="#">その他施設入所系</a>	7ページ	老人福祉施設、老人保健施設、地域密着型老人福祉施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護
<a href="#">短期入所系</a>	7ページ	短期入所生活、短期入所療養(老健)、短期入所療養(医療)、短期入所療養(医療院)、特定施設入居(短期利用)、地域密着型特定施設(短期利用)、認知症対応型共同生活介護(短期利用)
<a href="#">小規模系</a>	8ページ	小規模多機能型、看護小規模多機能型、小規模多機能型(短期利用)、看護小規模多機能型(短期利用)
<a href="#">福祉用具</a>	8ページ	福祉用具貸与
<a href="#">ケアマネ</a>	9ページ	居宅介護支援

## ●システム共通

項番	対象処理	5月版バージョンアップまでの注意制限事項	5月版バージョンアップ後～6月版バージョンアップまでの注意制限事項	6月版バージョンアップ後の注意制限事項
1	事業所加算管理マスタ(医療情報以外)	2026年6月以降の体制を設定することができません。5月版バージョンアップ後に設定してください。	[事業所加算管理マスタ]にて2026年6月以降の体制が正しいことを確認し、必要に応じて設定を変更してください。	
2	事業所加算管理マスタ(医療情報)	2026年6月以降の体制を設定することができません。6月版バージョンアップ後に設定してください。		[事業所加算管理マスタ]にて2026年6月以降の体制が正しいことを確認し、必要に応じて設定を変更してください。
3	総合事業サービス費適用マスタ	2026年6月以降の介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタCSVファイルを取り込むことができません。5月版バージョンアップ後に取り込んでください。	各自治体より提供される2026年6月以降の介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタCSVファイルを取り込んでください。 CSVファイルがない場合は、サービスコードを直接登録することもできます。CSVファイルの取込方法は設定ポイント集をご確認ください。 ※2026年6月以降の情報について詳しくは各自治体にお問い合わせください。	

## ●各事業所共通

項番	対象処理	5月版バージョンアップまでの注意制限事項	5月版バージョンアップ後～6月版バージョンアップまでの注意制限事項	6月版バージョンアップ後の注意制限事項
1	提供票連携 ・6月以降の提供票の計画ファイル出力/取込 ・6月以降の提供票の実績ファイルの出力/取込	2026年6月分以降の計画出力と取込については、5月版バージョンアップまでお待ちください。	5月版バージョンアップ後、2026年6月以降の計画について再計算を行った後、計画ファイルを再出力してください。 連携相手となるシステムが、改定対応バージョンアップ済みであることをご確認の上、出力/取込を行ってください。	
2	国保請求(国保対象) ・請求-居宅支援介護請求 ・請求-介護請求	6月版バージョンアップまで、[請求]→[介護請求]→[国保対象]ボタン→[収集指定]画面で、2026年6月以降の請求データを国保対象に <u>しないでください</u> 。		通常どおり、2026年6月以降の請求データを国保対象にして国保請求を行ってください。

**(1)訪問系**      **訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問型サービス**

項番	対象処理	5月版バージョンアップまでの注意制限事項	5月版バージョンアップ後～6月版バージョンアップまでの注意制限事項	6月版バージョンアップ後の注意制限事項
1	予定実績の登録 ・利用状況-訪問スケジュール ・利用状況-提供票 ・請求-提供票 (訪問看護(医療)) ※予防含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>包括型以外の療養費について</b> 2026年6月以降の新しい医療サービスで予定実績を作成することはできません。5月までの医療サービスを登録してください。</li> <li>・<b>包括型訪問看護療養費について</b> 2026年6月以降の新しい医療サービスで予定実績を作成することはできません。6月より包括型訪問看護療養費を算定する場合、算定要件にあたる「電子記録」に関しては、[利用スケジュール]画面でサービス内容を「訪問看護(医療)」(サービス未登録)として実績の登録を行い、訪問記録を作成していただき、電子記録としてご活用ください。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>包括型以外の療養費について</b> 6月版バージョンアップ前に作成した2026年6月以降の予定実績は、6月版バージョンアップにて新しい医療サービスに振り替えられます。</li> <li>・<b>包括型訪問看護療養費について</b> [利用スケジュール]画面でサービス内容を「訪問看護(医療)」として登録している箇所について、包括型のサービスコードを登録してください。算定要件にあたる「電子記録」として訪問看護記録書Ⅲが作成可能となります(詳細は項番11をご参照ください)。</li> </ul>
2	予定実績の登録 ・利用状況-訪問スケジュール (項番1以外の事業種別、ただし訪問リハビリ、居宅療養管理指導は対象外)※予防含む	特に制限はございません。	5月版バージョンアップ後にパターン取り込みを行う場合は[訪問パターン]画面でパターンの移行処理を行ってください。	
3	予定実績の登録 ・利用状況-提供票 ・請求-提供票 (項番1以外の事業種別) ※予防含む	特に制限はございません。	2026年5月から2026年6月への前月複写はできません。	
4	自動算定 ・利用状況-提供票 ・請求-提供票 (訪問看護が対象) ※予防含む		6月版バージョンアップまで、2026年6月以降の自動算定を行わないでください。	通常どおり、2026年6月以降の自動算定を行ってください。
5	集計処理 ・請求-集計処理 ※予防含む		6月版バージョンアップまで、2026年6月以降の集計処理を行わないでください。	通常どおり、2026年6月以降の自動算定を行ってください。

項番	対象処理	5月版バージョンアップまでの注意制限事項	5月版バージョンアップ後～6月版バージョンアップまでの注意制限事項	6月版バージョンアップ後の注意制限事項
6	賃金単価の登録と賃金集計 ・賃金集計-賃金単価 ・賃金集計-賃金集計 (訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問型サービスが対象)	5月版バージョンアップまで、2026年6月以降の賃金単価の登録、賃金集計は <u>行わない</u> てください。  2026年5月分の賃金集計を6月中に締めを行うには5月版バージョンアップまでお待ちください。	2026年5月分の賃金集計を6月中締めにて行えるよう対応いたします。介護報酬単価変更に伴い、賃金単価パターンの引継ぎ処理が行われますが、2026年6月から賃金単価を変更する場合は、再度賃金単価の登録を行ってください。	—
7	心身状態 ・請求-心身状態 (訪問看護(医療)) ※予防含む	特に制限はございません。		「印刷」ボタンより出力する帳票「心身状態(労災/公害)」で、2026年6月以降追加される以下の項目を印刷できません。 ・特記事項「4 特地」 ・特記事項「11 包括」 ・特記事項「12 遠隔」 なお、対応時期については別途ご案内いたします。
8	明細書 ・請求-医療請求 (訪問看護(医療)) ※予防含む	特に制限はございません。		「療養費明細書(労災様式、公害様式)」の最新様式を出力できません。対応までの間は、6月版にて追加される「療養費明細書(R08/06以降)(様式第四)」の出力内容を、最新様式に手書きで転記の上、請求をお願いします。 なお、対応時期については、最新様式公開後、別途ご案内いたします。
9	監査統計 ・請求-統計-請求統計 (訪問看護(医療)) ※予防含む	特に制限はございません。		関連帳票一覧「機能強化型訪問看護管理療養費」で、機能強化型管理療養費4(2026年6月新設)に関する項目を出力できません。 なお、対応時期については別途ご案内いたします。
10	請求CSV ・請求-Csv-請求Csv (訪問看護(医療)) ※予防含む	特に制限はございません。		請求CSV「心身状態」で、2026年6月以降追加される以下の項目を出力できません。 ・特記事項「4 特地」 ・特記事項「11 包括」 ・特記事項「12 遠隔」 なお、対応時期については別途ご案内いたします。
11	訪問看護記録書Ⅲ ・実施記録-訪問看護-記録書 (訪問看護(医療)) ※予防含む	訪問看護記録書Ⅲを作成することはできません。6月版バージョンアップをお待ちください。		訪問看護記録書Ⅲの作成が可能となります。 [利用スケジュール]画面で登録した訪問記録を取り込むことが可能です。

**(2)通所系****通所介護、通所リハ、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、通所型サービス**

項番	対象処理	5月版バージョンアップまでの注意制限事項	5月版バージョンアップ後～6月版バージョンアップまでの注意制限事項	6月版バージョンアップ後の注意制限事項
1	予定実績の登録 ・利用状況-提供票 ・請求-提供票 ※予防を含む	[初期設定マスタ]→[利用状況]→[提供票情報を作成する]チェックを付けている場合でも、 2026年6月以降の提供票情報は作成されません。 6月版バージョンアップをお待ちください。		[提供票]画面の【一括保存】ボタンより、2026年6月以降のサービスの一括保存を実行してください。 一括保存を実行していただくことで集計処理に必要なデータを作成します。
		※6月版バージョンアップ以降は通常どおり提供票情報が作成されます。	2026年5月から2026年6月の前月複写はできません。	
2	自動算定 ・利用状況-提供票 ・請求-提供票 ※予防を含む	6月版バージョンアップまで、2026年6月以降の自動算定を行わないでください。		通常どおり、2026年6月以降の自動算定を行ってください。
3	集計処理 ・請求-集計処理 ※予防を含む	6月版バージョンアップまで、2026年6月以降の集計処理を行わないでください。		通常どおり、2026年6月以降の集計処理を行ってください。

**(3)特定施設(有料、外部利用)系****特定施設入居者生活/有料老人ホーム、特定施設入居者生活/有料老人ホーム(外部利用)、地域密着型特定施設入居者生活介護**

項番	対象処理	5月版バージョンアップまでの注意制限事項	5月版バージョンアップ後～6月版バージョンアップまでの注意制限事項	6月版バージョンアップ後の注意制限事項
1	利用票の作成 ・ケアマネ-利用・提供票-利用票 ※予防を含む (外部利用が対象)	(8)ケアマネ 居宅介護支援の項番1をご確認ください。		
2	自動算定 ・請求-サービス費 ※予防を含む	6月版バージョンアップまで、2026年6月以降の自動算定を行わないでください。		通常どおり、2026年6月以降の自動算定を行ってください。
3	集計処理 ・請求-集計処理 ※予防を含む	6月版バージョンアップまで、2026年6月以降の集計処理を行わないでください。		通常どおり、2026年6月以降の集計処理を行ってください。

**(4)その他  
施設入所系****老人福祉施設、老人保健施設、地域密着型老人福祉施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護**

項番	対象処理	5月版バージョンアップまでの注意制限事項	5月版バージョンアップ後～6月版バージョンアップまでの注意制限事項	6月版バージョンアップ後の注意制限事項
1	自動算定 ・請求-サービス費 ・請求-特定診療費 ・請求-特別療養費 ・請求-特別診療費	6月版バージョンアップまで、2026年6月以降の自動算定、自動算定を行わないでください。 また、以下の画面で登録を行わないでください。 ・[特定診療内訳一覧]画面 ・[特別療養内訳一覧]画面 ・[特別診療内訳一覧]画面		通常どおり、2026年6月以降の自動算定を行ってください。
2	集計処理 ・請求-集計処理	6月版バージョンアップまで、2026年6月以降の集計処理を行わないでください。		通常どおり、2026年6月以降の集計処理を行ってください。
3	統計 ・請求-統計-請求統計 (老人保健施設、介護医療院が対象)	『負担段階別食費・居住費算定者数一覧』統計について、2026年6月改正(8月施行)について未対応となります。 (※多床室項目の居住費に関して、老健・医療院(室料を徴収する場合)、老健・医療院等(室料を徴収しない場合)毎の金額が表示されません。) 対応時期につきましては、2026年7月以降に修正プログラムのご提供を予定しております。		

**(5)短期入所系****短期入所生活、短期入所療養(老健)、短期入所療養(医療)、短期入所療養(医療院)、特定施設入居(短期利用)、地域密着型特定施設(短期利用)、認知症対応型共同生活介護(短期利用)**

項番	対象処理	5月版バージョンアップまでの注意制限事項	5月版バージョンアップ後～6月版バージョンアップまでの注意制限事項	6月版バージョンアップ後の注意制限事項
1	予定実績の登録 ・利用状況-提供票 ・請求-提供票 ※予防を含む	2026年6月以降分の提供票情報は作成されません。 6月版バージョンアップをお待ちください。  ※6月版バージョンアップ以降は通常どおり提供票情報が作成されます。		[提供票]画面で、【一括保存】ボタンより、2026年6月以降のサービスの一括保存を実行してください。 一括保存を実行していただくことで集計処理に必要なデータを作成します。
2	自動算定 ・利用状況-提供票 ・請求-提供票 ・請求-特定診療費 ・請求-特別療養費 ・請求-特別診療費	6月版バージョンアップまで、2026年6月以降の自動算定を行わないでください。 また、以下の画面で登録を行わないでください。 ・[特定診療内訳一覧]画面 ・[特別療養内訳一覧]画面 ・[特別診療内訳一覧]画面		通常どおり、2026年6月以降の自動算定を行ってください。
3	集計処理 ・請求-集計処理	6月版バージョンアップまで、2026年6月以降の集計処理を行わないでください。		通常どおり、2026年6月以降の集計処理を行ってください。
4	統計 ・請求-統計-請求統計 (短期入所療養(老健)、短期入所療養(医療)、短期入所療養(医療院)が対象)	『負担段階別食費・居住費算定者数一覧』統計について、2026年6月改正(8月施行)について未対応となります。 (※多床室項目の居住費に関して、老健・医療院(室料を徴収する場合)、老健・医療院等(室料を徴収しない場合)毎の金額が表示されません。) 対応時期につきましては、2026年7月以降に修正プログラムのご提供を予定しております。		

**(6)小規模系****小規模多機能型、看護小規模多機能型、小規模多機能型(短期利用)、看護小規模多機能型(短期利用)**

項番	対象処理	5月版バージョンアップまでの注意制限事項	5月版バージョンアップ後～6月版バージョンアップまでの注意制限事項	6月版バージョンアップ後の注意制限事項
1	予定実績の登録 ・利用状況-提供票 ・請求-提供票 ※予防を含む	2026年6月以降分の提供票情報は <u>作成されません</u> 。 6月版バージョンアップをお待ちください。		[提供票]画面で、【一括保存】ボタンより、2026年6月以降のサービスの一括保存を実行してください。 一括保存を実行していただくことで集計処理に必要なデータを作成します。
		※6月版バージョンアップ以降は通常どおり提供票情報が作成されます。	2026年5月から2026年6月の前月複写は <u>できません</u> 。	
2	自動算定 ・利用状況-提供票 ・請求-提供票	6月版バージョンアップまで、2026年6月以降の自動算定を <u>行わないでください</u> 。		通常どおり、2026年6月以降の自動算定を行ってください。
3	集計処理 ・請求-集計処理	6月版バージョンアップまで、2026年6月以降の集計処理を <u>行わないでください</u> 。		通常どおり、2026年6月以降の集計処理を行ってください。
4	利用票の作成 ・ケアマネ-利用・提供票-利用票	(8)ケアマネ 居宅介護支援の項番1をご確認ください。		

**(7)福祉用具****福祉用具貸与**

項番	対象処理	5月版バージョンアップまでの注意制限事項	5月版バージョンアップ後～6月版バージョンアップまでの注意制限事項	6月版バージョンアップ後の注意制限事項
1	予定実績の登録 ・利用状況-提供票 ・請求-提供票 ※予防含む	特に制限はございません。		
2	集計処理 ・請求-集計処理 ※予防含む	6月版バージョンアップまで、2026年6月以降の集計処理を <u>行わないでください</u> 。		通常どおり、2026年6月以降の集計処理を行ってください。

## (8) ケアマネ

## 居宅介護支援

項番	対象処理	5月版バージョンアップまでの注意制限事項	5月版バージョンアップ後～6月版バージョンアップまでの注意制限事項	6月版バージョンアップ後の注意制限事項
1	利用票の作成 ・ケアマネ-利用-提供票-利用票	特に制限はございません。	<p>5月版バージョンアップ前に作成された2026年6月分以降の利用票および週間計画は、5月版バージョンアップにて2026年6月分以降のサービスに振り替えられます。</p> <p>サービス利用票別表についてはサービスコードの振り替えができないため、5月版バージョンアップ後に個別の利用票で「再計算」、または、[進捗管理]画面の「利用票／別表計算」にて再度別表の計算を行ってください。</p> <p>また、別表計算後に、計画転送(利用票)→計画取込(利用状況)を行ってください。</p> <p>※福祉用具貸与、横出しサービスの金額および総合事業サービスの単位数に変更があった場合は、それぞれマスタで、金額および単位数を変更したあとに、単位の再設定と再計算を行ってください。</p> <p>※利用票および週間計画については、振り替え後に一部修正が必要になる場合がございます。</p>	
2	集計処理 ・請求-居宅支援集計処理	6月版バージョンアップまで、2026年6月以降の集計処理を行わないでください。		通常どおり、2026年6月以降の集計処理を行ってください。

<別紙②> 2026年6月介護保険改正対応版バージョンアップまでのお願いと注意点

(Care Palette 介護保険版、Team接続ツール、外部アプリ向け接続ツール(訪問系)、Care Palette Home/Nurse)

Care Palette 介護保険版

改正対応に伴う注意制限事項はございません。通常どおりお使いいただけます。

Team接続ツール・外部アプリ向け接続ツール(訪問系)

ほのぼのNEXTを6月版にバージョンアップする際に、併せて接続ツールも6月版にバージョンアップしていただきますようお願いいたします。

Team接続ツール				
項番	対象処理	5月版バージョンアップまでの注意制限事項	5月版バージョンアップ後～6月版バージョンアップまでの注意制限事項	6月版バージョンアップ後の注意制限事項
1	訪問予定送信 (訪問看護(医療)) ※予防訪問看護(医療)を含む	特に制限はございません。		
2	訪問予定送信 (項番1以外のサービス)	5月版のほのぼのNEXTのバージョンアップまで、2026年6月以降の予定を <u>送信しないでください</u> 。 バージョンアップ前に6月以降の予定を送信した場合、バージョンアップ後に6月以降の予定を再度送信してください。	特に制限はございません。	

※Teamにつきましては、株式会社アルムより別途ご案内いたしますのでお待ちください。

## 外部アプリ向け接続ツール

項番	対象処理	5月版バージョンアップまでの注意制限事項	5月版バージョンアップ後～6月版バージョンアップまでの注意制限事項	6月版バージョンアップ後の注意制限事項
1	訪問予定送信 (訪問看護(医療)) ※予防訪問看護(医療)を含む	特に制限はございません。		
2	訪問予定送信 (項番1以外のサービス)	5月版のほのぼのNEXTのバージョンアップまで、2026年6月以降の予定を <u>送信しないでください。</u> バージョンアップ前に6月以降の予定を送信した場合、連携先メーカーへお問い合わせください。	特に制限はございません。	

※連携内容、連携先システムの制限事項およびその影響等につきましては、連携先メーカーへお問い合わせください。

### 連携先システム

- 訪問看護専用 電子カルテ「iBow(アイボウ)」(株式会社eWeLL)
- Medicare (株式会社インフォファーム)
- 訪問介護記録ソフト SHUTTLE (株式会社アルバス)
- 訪問介護記録アプリ「けあピアノート」(株式会社シーディーアイ)
- Care-wing 介護の翼 (株式会社ロジック)
- ヘルパーアプリ (NDソフトウェア株式会社)

- Care Palette Home/Nurse ※下記以外の注意制限事項はございません。
- ほのぼのNEXTを6月版にバージョンアップする際に、併せてケアパレット(訪問系)連携ツールも6月版にバージョンアップしていただきますようお願いいたします。
- ※ほのぼのNEXTが5月版にバージョンアップされていない場合、介護保険サービスの2026年6月分以降の送受信ができません。
- ※いずれかのシステムが6月版にバージョンアップされていない場合、訪問看護サービスの2026年6月分以降の送受信ができません。
- ※「介護保険対応版 ほのぼのNEXT」の「(1)訪問系」の項も合わせてご確認ください。

Care Palette Home/Nurse				
項番	対象処理	5月版バージョンアップまでの注意制限事項	5月版バージョンアップ後～6月版バージョンアップまでの注意制限事項	6月版バージョンアップ後の注意制限事項
1	訪問予定と記録 (訪問看護(医療)) ※予防訪問看護(医療)を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>包括型以外の療養費について</b> 2026年6月以降の新しい医療サービスで訪問記録を作成することはできません。 5月までの医療サービスを登録してください。</li> <li>・<b>包括型訪問看護療養費について</b> 包括型訪問看護療養費もサービスコードを設定して訪問記録を作成することはできません。 6月より包括型訪問看護療養費を算定する場合、算定要件にあたる「電子記録」に関しては、サービス内容を「訪問看護(医療)」(未登録)で訪問記録を作成していただき、実施記録を登録して、電子記録としてご活用ください。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>包括型以外の療養費について</b> 6月版バージョンアップ前に作成した2026年6月以降の訪問記録は、6月版バージョンアップにて新しい医療サービスに振り替えられます。</li> <li>・<b>包括型訪問看護療養費について</b> 算定要件にあたる「電子記録」が必要な場合は、6月バージョンアップ後に訪問看護記録書Ⅲの作成が可能になります。訪問記録に包括型のサービスコードを登録することで訪問記録の情報を自動で取り込み、作成できます。 訪問記録に、手でいずれかの包括型のサービスコードを登録することで、訪問記録の情報を取り込み、作成できます。 ※いずれかの包括型のサービスコードが登録されていないと、訪問看護記録書Ⅲの作成は行えません</li> </ul>
2	訪問予定と記録 (項番1以外のサービス)	5月版のほのぼのNEXTのバージョンアップまで、2026年6月以降の訪問記録を <u>作成しないでください。</u>	特に制限はございません。	

### ケアパレット(訪問系)連携ツール

項番	対象処理	6月版バージョンアップまでの注意制限事項	6月版バージョンアップ後の注意制限事項
1	訪問予定送信 (訪問看護(医療)) ※予防訪問看護(医療)を含む	2026年6月以降の新しい医療サービスで訪問記録を作成することはできません。 5月までの医療サービスを登録してください。	6月版バージョンアップ前に作成した2026年6月以降の予定内容に変更がある場合はバージョンアップ後、再度送信してください。

2	訪問予定送信 (項番1以外のサービス)	5月版のほのぼのNEXTのバージョンアップまで、2026年6月以降の予定を <u>送信しないでください</u> 。	特に制限はございません。
3	マスタ情報送信 ・サービス費適用	5月版ほのぼのNEXTのバージョンアップ後に、必ず2026年6月以降のサービスコード情報を送信してください。	特に制限はございません。
4	マスタ情報送信 ・総合事業サービス費適用		
5	実績取込 (訪問看護) ※ 予防訪問看護を含む	6月版のCarePalette Home/Nurse のバージョンアップ後、6月版の連携ツールのバージョンアップまでは訪問看護の <u>実績を連携することができません</u> 。 <b>ケアパレット(訪問系)連携ツールのバージョンアップをお願いいたします。</b> ※ onlineプラットフォームのお客様に関しては自動でバージョンアップが行われます。	特に制限はございません。